

## 一般社団法人 National Clinical Database 施設会員規則

第1条 施設会員とは、この法人（以下、NCDと略記）の目的に賛同して入会し、会費を納入した施設のことをいう。

2. NCDの施設会員の会費（以下、施設会費と略記）については、本会の定款および定款施行細則に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 定款施行細則第4条第4項の規定による施設会費の納入額は、各領域ごとに前々年（同年1月から12月）の症例の登録数によって定める。

第3条 施設会費は、請求があった日からその年内（以下、当該期間と略記）に、定められた会費の全額を納入しなければならない。

2 本条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため当該期間に施設会費を納入できなかった施設会員は、当該期間の終了後1年以内であれば、施設会費を納入することができる。

3 施設会費は、年額を分割して納入することができない。

第4条 施設会費の納入義務を2年以上履行しなかった施設会員は、その資格を喪失する。

2 前項の規定によって施設会員がその資格を喪失したときは、症例登録はできるものの、登録した症例を利活用することができない。

3 本条第1項の規定によって施設会員がその資格を喪失したときは、納入義務を履行しなかった期間の施設会費を納入すれば、その資格の喪失を取り消すことができる。

第5条 この規則は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

2 この規則に定めない事項については必要に応じて、理事会で審議して定める。

### 附則

1 当面の間、本規則は日本専門医機構の定める外科領域の登録症例を有する施設会員に対して施行する。

2 この規則は平成27年3月3日から施行する。